



[様式第3号]

| | | |
|---------|-----------|------------------------------|
| 資料提供年月日 | 令和4年12月9日 | |
| 問い合わせ先 | 課名 | 監査事務局 |
| | 電話 | 直通 803-1552 内線 4564, 4567 |
| 担当者 | 職名・氏名 | 課長 吉川 乃 |
| | 職名・氏名 | 課長 山野井 一喜 |

広 報 連 絡

1 件 名

定期監査等の結果について公表しました

2 概 要

(1) 定期監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

市民生活局市民生活部生活安全課ほかの部署において、令和4年4月1日から令和4年7月31日までに執行された収入事務及び支出事務等

② 監査の期間

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(2) 財政援助団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

株式会社トスコにおける令和3年度の岡山市からの補助金に係る出納その他の事務

② 監査の期間

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(裏面あり)

(3) 公の施設の指定管理者監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ（政田サッカー場）ほか1団体の令和3年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

② 監査の期間

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(4) 財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の随時監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

産業観光局商工部産業政策課ほか2課の令和3年度における所管課業務

② 監査の期間

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

③ 監査の結果

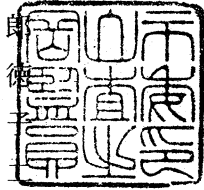
報告書「4 監査の結果」に記載

岡山市監査委員公表第21号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和4年9、10月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

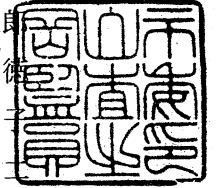
令和4年12月8日

岡山市監査委員 重 松 浩二
同 土 居 幸
同 中 原 淑
同 吉 本 賢



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢二



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和4年9、10月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

| | | |
|------------|----------|-------------|
| 市民生活局 | 市民生活部 | 生活安全課 |
| | スポーツ文化部 | 文化振興課 |
| | | 岡山シティミュージアム |
| 保健福祉局 | 保健福祉部 | 福祉援護課 |
| | | 医療助成課 |
| | 保健所 | 健康づくり課 |
| 岡山っ子育成局 | 子育て支援部 | こども福祉課 |
| | 保育・幼児教育部 | こども園推進課 |
| 下水道河川局 | 下水道経営部 | 下水道河川計画課 |
| | 下水道施設部 | 下水道施設管理課 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 文化財課 |
| 選挙管理委員会事務局 | | |

前記の課等において、令和4年4月1日から令和4年7月31日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(1) 収入事務について

①ア 令和4年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、墓地管理手数料において291万円余（収納率1.4%）認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

イ 用地使用料の賦課及び墓地管理手数料（滞納繰越分）の調定について未処理のものがあるなど、債権管理に不備が認められたので、適正な債権管理を行われたい。

（生活安全課）

②ア 令和4年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、北ふれあいセンター使用料において134万円余（収納率0%）、災害援護資金貸付金元利収入において361万円余（収納率3.6%）、私用光熱水費において82万円余（収納率0%）認められた。

今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

イ 債権管理台帳が未整備であるなどの債権管理の不備が認められたので、適正な債権管理を行われたい。

（福祉援護課）

③ア 令和4年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、助産施設措置費負担金（市立分）において88万円余（収納率8.6%）、助産施設措置費負担金（私立分）において30万円余（収納率37.4%）、奨学金貸付金元金回収において2,249万円（収納率0.2%）、入学一時金貸付金元金回収において34万円余（収納率0%）、返納金において4,139万円余（収納率1.3%）、母子福祉資金貸付金元利収入において1億7,451万円余（収納率3.6%）、寡婦福祉資金貸付金元利収入において848万円余（収納率2.9%）、父子福祉資金貸付金元利収入において137万円余（収納率2.0%）認められた。

今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

- イ 奨学金貸付金元金回収，入学一時金貸付金元金回収，母子福祉資金貸付金元利収入，寡婦福祉資金貸付金元利収入及び父子福祉資金貸付金元利収入の現年度分の調定に未処理のものが認められたので，適正な事務処理を行われたい。

(こども福祉課)

(2) 支出事務について

- ① 電気料金の支払遅延により，遅延利息を賠償金で支出している事例が認められたので，今後，同様の事例が発生しないよう，適正な事務処理を行われたい。

(下水道施設管理課)

【資料】

生活安全課

収 入 状 況

(令和4年7月31日現在)

| 細節 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収納率 |
|----------------|----------------|-------------|----------------|----------|
| 墓地管理手数料(滞納繰越分) | 円 2,956,970 | 円 41,250 | 円 2,915,720 | % 1.4 |

福祉援護課

収 入 状 況

(令和4年7月31日現在)

| 細節 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収納率 |
|--------------------------|----------------|---------|----------------|--------|
| 北ふれあいセンター使用料 (滞納繰越分) | 円 1,344,076 | 円 0 | 円 1,344,076 | % 0 |
| 災害援護資金貸付金元利収入 (滞納繰越分) | 3,748,903 | 134,793 | 3,614,110 | 3.6 |
| 私用光熱水費 (滞納繰越分) | 829,844 | 0 | 829,844 | 0 |

こども福祉課

収 入 状 況

一般会計

(令和4年7月31日現在)

| 細節 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収納率 |
|----------------------------|------------|---------|------------|------|
| | 円 | 円 | 円 | % |
| 助産施設措置費負担金(市立分) (滞納繰越分) | 970,200 | 83,000 | 887,200 | 8.6 |
| 助産施設措置費負担金(私立分) (滞納繰越分) | 493,000 | 184,600 | 308,400 | 37.4 |
| 奨学金貸付金元金回収 (滞納繰越分) | 22,546,000 | 56,000 | 22,490,000 | 0.2 |
| 入学一時金貸付金元金回収 (滞納繰越分) | 342,500 | 0 | 342,500 | 0 |
| 返納金 (滞納繰越分) | 41,933,920 | 539,060 | 41,394,860 | 1.3 |

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計

(令和4年7月31日現在)

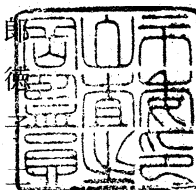
| 細節 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収納率 |
|--------------------------|-------------|-----------|-------------|-----|
| | 円 | 円 | 円 | % |
| 母子福祉資金貸付金元利収入 (滞納繰越分) | 181,106,988 | 6,587,026 | 174,519,962 | 3.6 |
| 寡婦福祉資金貸付金元利収入 (滞納繰越分) | 8,737,748 | 257,300 | 8,480,448 | 2.9 |
| 父子福祉資金貸付金元利収入 (滞納繰越分) | 1,399,443 | 27,824 | 1,371,619 | 2.0 |

岡山市監査委員公表第22号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

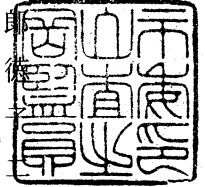
令和4年12月8日

岡山市監査委員 重 松 浩二
同 土 居 幸
同 中 原 淑
同 吉 本 賢



岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市監査委員 重松 浩二
同 土居 幸徳
同 中原 淑子
同 吉本 賢



財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

株式会社 トスコ

(岡山市都市型サービス産業推進事業補助金)

令和3年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

岡山市の補助事業が、交付目的どおりに適正かつ効率的に執行されているかどうか等を主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和3年度における財政援助に係る出納及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、事業は計画及び交付条件に従って実施されているものと認められた。

また、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

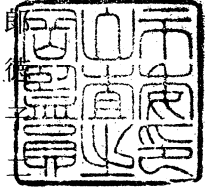
なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第23号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

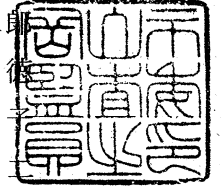
令和4年12月8日

岡山市監査委員 重 松 浩二
同 土 居 幸
同 中 原 淑
同 吉 本 賢



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢一



公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

- (1) 株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ
(政田サッカー場)
- (2) 特定非営利活動法人なでしこ会
(障害者生活支援センター)

令和3年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和3年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、施設は適切に管理されており、協定書や仕様書等に基づく義務の履行は適切に行われているものと認められた。

また、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

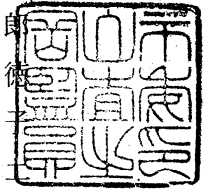
なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第24号

地方自治法第199条第5項の規定に基づく財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の随時監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和4年12月8日

岡山市監査委員 重 松 浩二
同 土 居 幸徳
同 中 原 淑賢
同 吉 本 賢



岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市監査委員 重松 浩二
同 土居 幸徳
同 中原 淑子
同 吉本 賢二



随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1. 監査対象及び範囲

| 区分 | 所管課 | 団体名 | 監査対象事務等 |
|------------------|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 財政援助 団体監査 | 産業観光局 商工部 産業政策課 | 株式会社トスコ | 岡山市都市型サービス 産業推進事業補助金 |
| 公の施設の 指定管理者監査 | 市民生活局 スポーツ文化部 スポーツ振興課 | 株式会社ファジアーノ 岡山スポーツクラブ | 政田サッカー場管理業務 |
| | 保健福祉局 保健福祉部 保健管理課 | 特定非営利活動法人 なでしこ会 | 障害者生活支援センター 管理業務 |

2. 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

3. 監査の着眼点及び実施内容

令和4年9、10月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の令和3年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 補助金の執行に係る所管課業務について

令和3年度における補助金の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和3年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。